

## 検討結果事項の整理について

分科会検討結果 (「条例に盛り込むべき事項」)	構成の整理 (分科会検討結果の順序の入替)	文言の整理	備 考
<p>(まちの歴史、文化や環境)</p> <p>◎ 条例に盛り込むべきと考えられるキーワードは次のとおり。</p> <p>ア 日光連山から続く山並みのふもと イ 鬼怒川を有することに由来する肥沃な土壤、豊富な水・緑、農環境 ウ 災害が少なく、恵まれた自然環境 エ 門前町、城下町 オ 関東平野の中心</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「二荒山（の杜）」については、宇都宮のルーツであり入れるべきという意見と、宗教性が深く適さないという意見の双方があった。</li> </ul> <p>(過去・現在における自治への取組)</p> <p>◎ 条例に盛り込むべきと考えられるキーワードは次のとおり。</p> <p>ア 過去、（戦災等による焼失等の）幾多の困難を乗り越えてきたこと。 イ 平和、福祉、環境等に配慮した取組を行ってきたこと。 ※ 表現は不明確なものにならないよう注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記イの「平和、福祉、環境等」というキーワードを入れるならば、他の事項も検討すべきであり（例えば教育等）、これらは記載すべきではないという意見があった。</li> </ul> <p>(新たな自治のかたちやまちのあるべき姿)</p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;前 文&gt;</b></p> <p>○ 宇都宮市は、日光連山から続く山並みのふもと、関東平野の中心にあり、鬼怒川<u>を有すること</u>に由來する豊富な水・緑、肥沃な<u>土壤</u>をはじめとする、<u>災害が少なく恵まれた自然</u>に支えられ、古くから二荒の杜を中心に、門前町、城下町として発展してきたこと。</p> <p>○ 近年は、戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え、<u>平和、福祉、環境等に配慮しつつ、まちづくりを進めて</u>いること。</p> <p>○ この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い手の一人として、社会的責任を有していること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;前 文&gt;</b></p> <p>○ 宇都宮市は、日光連山から続く山並みのふもと、関東平野の中心にあり、鬼怒川に由来する豊富な水、<u>緑</u>、肥沃な<u>大地</u>をはじめとする、恵まれた自然に支えられ、古くから二荒の杜を中心に、門前町、<u>宿場町</u>、<u>城下町</u>として発展してきたこと。</p> <p>○ 近年は、戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え、<u>均衡のとれた都市として成長を続けて</u>いること。</p> <p>○ この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い手の一人として、社会的責任を有していること。</p>	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理 宿場町を追加（第14回考える会議の意見より）</p> <p>明治以降の市の歩みをより明確に表現できる文言を検討</p> <p>前文の主語となる者（私たち＝「市民」）を明確化 社会を構成する一員としての責任を追加</p>

分科会検討結果 （「条例に盛り込むべき事項」）	構成の整理 （分科会検討結果の順序の入替）	文言の整理	備 考
<p>以下の2とおりの書き方を検討していく。</p> <p>(案1) 目指すべき「新たな自治のかたち」、「まちのあるべき姿」のみを記載する書き方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 環境にも配慮しつつ、農・商・工のバランスをとりながら活力をもって発展していくことができるなどの、より住みやすいまちを構築しようとしていること。</li> <li>◎ 多種多様な人々がお互いを尊重しながら共生できていけるなどの、より思いやりのある社会を構築しようとしていること。</li> </ul> <p>(案2) 市民福祉の本質的なところにも触れる書き方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 未来を指向し、新しい何かを求め、創っていこうとするなかで、より住みやすいまちを構築していこうとしていること。</li> <li>◎ やさしさをもち、お互いを思いやっているなかで、より思いやりのある社会を構築していこうとしていること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治の理念（向かうべきまちのかたち）の実現に向けての市民の主体性と、市政への参加、市民と市の協働の重要性</li> </ul> <p>(自治基本条例を制定することの意義や決意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治の理念を明らかにし、市民等、自治を担う者の協調のあり方、権利と責務、自治の基本的な仕組みを定め、市民主体のまちづくり・市民主権を確立して、公共的な市民の福祉を向上させていくために、この条例を制定すること。</li> </ul> <p>(条例の目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治の理念を明らかにし、市民等、自治を担う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私たちは、この地において、未来を<u>指向し</u>、新しい何かを求め、創っていこうとする中で、より住みやすいまちを構築していきたいと考えていること。</li> <li>○ また、私たちは、<u>やさしさをもち、お互いを思いやっている</u>こうとする中で、より思いやりのある社会を構築していきたいと考えていること。</li> </ul> <p>○ このようなまち、社会を実現し、市民の福祉を増進していくためには、市民、企業や各種団体、市それが社会に果たす役割を認識しながら、人を敬い、物を大切にする心を持つつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要であること。</p> <p>○ 私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定すること。</p> <p style="text-align: center;">&lt;総 則&gt;</p> <p style="text-align: center;">(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この条例は、自治の理念を明らかにし、私たち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私たちは、この地において、未来を見つめ、新しい何かを求め、創っていこうとする中で、<u>互いに共通する思いとして</u>、より住みやすいまちを構築していきたいと考えていること。</li> <li>○ また、私たちは、<u>まわりの人々も幸せにしていこう</u>というやさしさを持ち、思いやりのある社会を構築していきたいと考えていること。</li> </ul> <p>○ このようなまち、社会を実現し、市民の福祉を増進していくためには、市民、企業や各種団体、市それが社会に果たす役割を認識しながら、人を敬い、物を大切にする心を持つつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要であること。</p> <p>○ 私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定すること。</p> <p style="text-align: center;">&lt;総 則&gt;</p> <p style="text-align: center;">(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この条例は、自治の理念を明らかにし、私たち</li> </ul>	<p>文言の平易化 平易化のため追加</p> <p>文言の整理</p> <p>目的規定と重複することから、文言を整理</p>

分科会検討結果 (「条例に盛り込むべき事項」)	構成の整理 (分科会検討結果の順序の入替)	文言の整理	備 考
<p>者の協調のあり方、権利と責務、自治の基本的な仕組みを定め、市民主体のまちづくり・市民主権を確立して、公共的な市民の福祉を向上させていくために、この条例を制定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治とは、公共的な市民の福祉を増進させるための、公共的活動をいうこと。</li> <li>・ 自治には、市民等のみにより担われる部分、市民等と市の協力により担われる部分、市のみにより担われる部分（行政活動）があること。</li> </ul> <p>[・ 市民等 　市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及びその他各種団体]</p> <p>[・ 市民 　市内に住む人、市内で働く人及び学ぶ人（在住外国人を含む。）]</p> <p>[・ 地域活動団体 　自治会その他の、地域で自主的に活動を行う、地域に根ざして形成された団体]</p> <p>[・ 非営利活動団体 　公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、地域活動団体以外の非営利活動を行う団体]</p> <p>[・ 事業者 　市内において事業活動を行うもの]</p> <p>[・ 地域コミュニティ 　市民等が互いに助け合い、豊かな暮らしを築く</p>	<p>自治を担う者の<u>協調</u>のあり方、権利と責務、自治の基本的な仕組みを定め、市民主体のまちづくりを確立し、<u>公共的な市民の福祉</u>を増進していくことを目的とすること。</p> <p><b>(定義)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</li> <li>○ 各主体 市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、その他各種団体及び市のそれぞれをいうこと。</li> <li>○ 市民等 市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及びその他各種団体をいうこと。</li> <li>○ 市民 市内に住む人、働く人及び学ぶ人をい、<u>在住外国人を含む</u>こと。</li> <li>○ 地域活動団体 自治会その他の、地域で自主的に活動を行う、地域に根ざして形成された団体をいうこと。</li> <li>○ 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体をいうこと。</li> <li>○ 事業者 市内において事業活動を行うものをいうこと。</li> <li>○ 市 市議会及び執行機関により構成されるものをいうこと。</li> <li>○ 地域コミュニティ <u>市民等が互いに助け合い、豊かな暮らしを築く</u>ことを目的として、自然的に築かれる人ととのつながりをいうこと</li> </ul>	<p>自治を担う者の<u>協働</u>のあり方、権利と責務、自治の基本的な仕組みを定めることにより、市民主体のまちづくりを確立し、市民の福祉を増進していくことを目的とすること。</p> <p><b>(定義)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</li> <li>○ 各主体 市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、その他各種団体及び市のそれぞれをいうこと。</li> <li>○ 市民等 市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及びその他各種団体をいうこと。</li> <li>○ 市民 市内に住む人、働く人及び学ぶ人をい、<u>在住外国人を含む</u>こと。</li> <li>○ 地域活動団体 自治会その他の、地域で自主的に<u>公共的活動</u>を行う、地域に根ざして形成された団体をいうこと。</li> <li>○ 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体をいうこと。</li> <li>○ 事業者 市内において事業活動を行うものをいうこと。</li> <li>○ 市 市議会及び執行機関により構成されるものをいうこと。</li> <li>○ 地域コミュニティ <u>市民が集うことにより必然的に築かれる人ととのつながり</u>をいうこと</li> </ul>	<p>自治が増進を目指す市民福祉が「公共的な」ものであることは、逐条解説に移行</p> <p>逐条解説に移行</p> <p>4頁「定義」（協働）へ統合</p> <p>在住外国人を明確化する必要はないことから削除</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理（地域コミュニティの目的は、11頁「自助、互助、</p>

分科会検討結果 〔条例に盛り込むべき事項〕	構成の整理 （分科会検討結果の順序の入替）	文言の整理	備 考
ことを目的として、自然発生的に構成される人と人とのつながり] 〔・ 市民協働とは、市民、地域活動団体（非営利活動団体を含む）、事業者及び市が共通の目標を実現するため、互いに情報を共有し合い、対等の立場に立って、相互に信頼し、理解し及び尊重し合いながら、役割と責任を担い合い、互いの特性や能力を發揮し合いながら連携及び協力して、効果的に自治に取り組むことをいうこと。〕	然発生的に構成される人と人とのつながりをいうこと。 ○ 協働 <u>市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市</u> が共通の目標を実現するため、互いに情報を共有し合い、対等の立場に立って、相互に信頼し、理解及び尊重し合いながら、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を發揮し合いながら連携及び協力して、効果的に自治に取り組むことをいうこと。	と。 ○ 協働 <u>各主体が市民の福祉の増進という共通の目標を実現するため、互いに情報を共有し合い、対等の立場に立って、相互に信頼し、理解及び尊重し合いながら、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を發揮し合いながら連携及び協力して、効果的に自治に取り組むことをいうこと。</u> ○ 市政 <u>執行機関が行い、または参加して行う行政サービスの提供その他の公共的活動をいうこと。</u>	共助、公助」に移行) 市民のみで行われるパート、行政のみで行われるパートを含む。（＝全体集合） 理解の補助のために追加
(位置付け) ・ 市は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならないこと。	(この条例の位置付け) ○ 市は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならないこと。  ＜自治の理念と基本原則＞	(この条例の位置付け) ○ 市は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならないこと。  ＜自治の理念と基本原則＞	
(自治の基本理念) ○ 「市民主体のまちづくりを進める」又は「市民主権を確立する」ことによって「1－1前文(4)新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」(より住みやすいまち、より思いやりのある社会の構築をはじめとする、公共的な市民の福祉をさらに増進させることを目指すこと)を記載する。	(自治の理念) ○ 私たちは、 <u>市民主体のまちづくりを進める、または住民主権を確立することで、より住みやすいまち、より思いやりのある社会の構築をはじめとする、公共的な市民の福祉をさらに増進させる</u> ことを目指すこと。	(自治の理念) ○ 私たちは、 <u>市民主体のまちづくりを確立することで、市民の福祉をさらに増進していく</u> ことを目指すこと。	文言の整理
(自治の基本原則) (自己決定・自己責任) ・ 自治を担う各主体は、自ら考え、決定し、自らの発言、行動に責任を持つこと。	＜基本原則＞ (自己決定、自己責任) ○ <u>自治を担う各主体は、自ら考え、決定し、自らの発言、行動に責任を持つこと。</u>	＜基本原則＞ (自己決定、自己責任) ○ 各主体は、自ら考え、決定し、自らの発言、行動に責任を持つこと。	文言の整理
(個人の尊重)	(個人の尊重)	(個人の尊重)	

分科会検討結果 〔条例に盛り込むべき事項〕	構成の整理 (分科会検討結果の順序の入替)	文言の整理	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民等の権利が尊重され、その個性及び能力が公共的活動（まちづくり）に生かされるよう努めること。</li> </ul> <p>(協働・参画)</p> <p>◎ すべてのまちづくりの主体（市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市）が共通の目標を実現するために、対等の立場に立って、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携・協力して、効果的に自治に取り組むこと。（市民協働推進指針より）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各主体は、市民等の権利が尊重され、その個性及び能力が自治に生かされるよう努めること。</li> </ul> <p>(協働)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>自治を担う各主体は、共通の目標を実現するために、対等の立場に立って、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携・協力して、効果的に自治に取り組んでいくこと。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各主体は、市民等の権利が尊重され、その個性及び能力が自治に生かされるよう努めること。</li> </ul> <p>(協働)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>各主体は、自治の推進に当たり、協働することに努めること。</u></li> </ul>	定義条項との重複を整理
<p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保護に配慮しつつ、市民と市の間、市民間において、公共的活動（まちづくり）に関する情報の共有を図ること。</li> </ul> <p>[◎ 市民は、人の生命、身体、健康又は財産に及ぶ危険を回避するため、市政又は地域活動に自己の情報を提供することに協力しなければならないこと。]</p> <p>(人づくり)</p> <p>◎ 他者を理解し共により良く生きるため、自己決</p>	<p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市の各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それが保有する<u>地域の課題</u>及び<u>地域の課題</u>を解決するための活動に関する情報の共有に努めること。</u></li> </ul>	<p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それが保有する<u>公共的課題</u>及び<u>公共的活動</u>に関する情報の共有に努めること。</u></li> </ul>	公共の範囲は常に変動するため、各主体の議論の中で決定していくなければならないことを規定
			文言の整理
			プライバシー権（自己情報のコントロール権）との兼ね合い、個別的事項であることから第1項に統合

分科会検討結果 （「条例に盛り込むべき事項」）	構成の整理 （分科会検討結果の順序の入替）	文言の整理	備 考
<p>定・自己責任のもと、主体的に地域の課題を解決し、自治を担うことができる人物を育成していくこと。（人づくりビジョンの解説より）</p> <p>(社会資源の利活用)</p> <p>◎ 各主体は、自治の推進に当たっては、それぞれが有効に社会資源を利活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努めていくこと。</p>	<p>とする姿勢を持ち、積極的に対話することを通して主体的に公共的課題を解決できる人材の育成を、協力して行うこと。</p> <p>(社会資源の利活用等)</p> <p>○ 各主体は、自治の推進に当たっては、それぞれが有効に社会資源を利活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努めること。</p> <p style="text-align: center;">&lt;市民等の権利と責務&gt;</p>	<p>とする姿勢を持ち、積極的に対話することを通して主体的に公共的課題を解決できる人材の育成を、協力して行うこと。</p> <p>(社会資源の利活用等)</p> <p>○ 各主体は、自治の推進に当たっては、それぞれが有効に社会資源を利活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努めること。</p> <p style="text-align: center;">&lt;市民等の権利と責務&gt;</p>	
<p>(市民の分類、定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民 市内に住む人、市内で働く人及び学ぶ人（在住外国人を含む。）</li> <li>・ 地域活動団体 自治会その他の、地域で自主的に活動を行う、地域に根ざして形成された団体</li> <li>・ 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、地域活動団体以外の非営利活動を行う団体</li> <li>・ 事業者 市内において事業活動を行うもの</li> <li>・ 市民等 市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及びその他各種団体</li> <li>・ 地域コミュニティ 市民等が互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として、自然発生的に構成される人と人とのつながり</li> </ul> <p>(市民の権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、個人として尊重され、行政サービスの提供を受け、市民としての幸せを求めていく権利を有すること。</li> </ul>	<p>(市民の権利)</p> <p>○ 市民は、個人として尊重され、市民としての幸せを求めていく権利を有すること。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>○ 市民は、個人として尊重され、市民としての幸せを求めていく権利を有すること。</p>	<p>3 頁「定義」へ移行</p>

分科会検討結果 〔条例に盛り込むべき事項〕	構成の整理 (分科会検討結果の順序の入替)	文言の整理	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、(本市の発展及び快適な社会の形成を支えるため,) 市政に参画する権利を有すること。</li> <li>市民は、市政及び公共的活動に関する情報の提供を受ける権利を有すること。</li> </ul> <p>(市民の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、(本市の発展及び快適な社会の形成を支えるため,) 自主的判断で、地域活動その他のまちづくりに参加するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならないこと。</li> <li>市民は、地域での人と人との交流を大切にし、自然に連帯感が醸成されるよう努めなければならないこと。</li> </ul> <p>◎ 市民は、人の生命、身体、健康又は財産に及ぶ危険を回避するため、市政又は地域活動に自己の情報を提供することに協力しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、(本市の発展及び快適な社会の形成)に伴う負担を分任していかなければならないこと。</li> <li>市民は、市政に参加する権利を全うするため、市政に関する情報の収集その他の方法で、日々、自己研鑽に努めていかなければならないこと。</li> </ul> <p>(地域活動団体の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動団体は、それぞれの団体が協力し、地域の一体感の醸成に努めるとともに、市政に対する地域の意見がある場合には、市民の意見を聴き、集約を図るよう努めなければならないこと。</li> <li>地域活動団体は、それぞれの団体が情報交流に努め、地域内及び地域間のネットワークづくりに努めなければならないこと。</li> <li>地域活動団体は、地域に住む市民との情報共有に努めるとともに、当該団体が有する情報を積極</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民は、<u>本市の発展及び快適な社会の形成を支えるため, 市政に参画する権利を有すること。</u></li> <li>○ 市民は、<u>市政及び公共的活動に関する情報の提供を受ける権利を有すること。</u></li> <li>○ 市民はそれが、自らに応じた行政サービスを受けることができること。</li> </ul> <p>(市民の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民は、<u>本市の発展及び快適な社会の形成を支えるため, 自主的判断で, 地域活動その他のまちづくりに参加するとともに, 自らの発言及び行動に責任を持たなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>市民は, 地域での人と人との交流を大切にし, 自然に連帯感が醸成されるよう努めなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>市民は, 人の生命, 身体, 健康又は財産に及ぶ危険を回避するため, 市政又は地域活動に自己の情報を提供することに協力しなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>市民は, 本市の発展及び快適な社会の形成に伴う負担を分任すること。</u></li> <li>○ <u>市民は, 市政に参加する権利を全うするため, 市政に関する情報の収集その他の方法で, 日々, 自己研鑽に努めなければならないこと。</u></li> </ul> <p>(地域活動団体の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地域活動団体は, それぞれの団体が協力し, 地域の一体感の醸成に努めるとともに, 市政に対する地域の意見がある場合には, 市民の意見を聴き, 集約を図るよう努めなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>地域活動団体は, それぞれの団体が情報交流に努め, 地域内及び地域間のネットワークづくりに努めなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>地域活動団体は, 地域に住む市民との情報共有に努めるとともに, 当該団体が有する情報を積極</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市民は, まちを構成し, 社会的責任を有する者として, 市民の福祉の増進のため, 公共的活動に参画する権利を有すること。</u></li> <li>○ <u>市民は, 公共的活動を行うために, これに関する情報を求めることができること。</u></li> <li>○ <u>市民はそれが, 自らに応じた行政サービスを受けることができること。</u></li> </ul> <p>(市民の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市民は, まちを構成し, 社会的責任を有する者として自主的かつ自律的に公共的活動に参加するとともに, 自らの発言及び行動に責任を持たなければならないこと。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市民は, 公共的活動の計画及び実施に伴う負担を分任すること。</u></li> <li>○ <u>市民は, 公共的活動に参画し, 遂行するために必要な知識の習得及び技術の向上のため, 自己研鑽に努めること。</u></li> </ul> <p>(地域活動団体の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地域活動団体は, 地域内の市民の対話を促し, 市民が公共的課題を共有できるようにし, 地域内の市民の意見の集約を図り, 公共的活動を行うことで, 地域の課題の解決に努めること。</u></li> <li>○ <u>地域活動団体は, それが協力し, つながりを強く確かにし, 情報を共有することに努めるほか, その他の各主体とも同様に協力して, つながりの強化と情報共有に努めること。</u></li> </ul>	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>第1項から分離</p> <p>文言の整理</p> <p>11頁「自助, 互助, 共助, 公助」へ移行</p> <p>5頁「情報の共有」へ移行</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

分科会検討結果 （「条例に盛り込むべき事項」）	構成の整理 （分科会検討結果の順序の入替）	文言の整理	備 考
<p>的に発信していくよう努めなければならないこと。</p> <p>(非営利活動団体の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非営利活動団体は、互いに助け合いの精神の下、行政サービスでは満たされない部分の市民ニーズにこたえ、市民の幸せづくりを支えるよう努めていかなければならないこと。</li> <li>・ 非営利活動団体は、それぞれの団体が情報交流に努め、ネットワークづくりに努めなければならないこと。</li> <li>・ 非営利活動団体は、市民との情報共有に努めるとともに、当該団体が有する情報を積極的に発信していくよう努めなければならないこと。</li> </ul> <p>(事業者の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者は、市政及び公共的活動に協力し、貢献するとともに、市民の住環境及び地球環境に配慮し、企業の社会的責任を果たさなければならないこと。</li> <li>○ 事業者は、従業員の健康と幸せを考慮し、子育て、介護、ボランティア等の従業員が家庭又は地域社会で求められる活動に円滑に参加できるよう配慮しなければならないこと。</li> <li>○ 事業者は、事業活動を行うに当たり、地域社会に貢献できる人の育成の視点を持ち、従業員の仕事と生活の調和を保ちながらも、生産性の向上が持続できるよう努めなければならないこと。</li> </ul> <p>(地域コミュニティの責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民等は、地域でできること、又は自らできることは、市民等自らが率先して行い、国及び地方公共団体と適切に役割と責任を担い合い、自立に努めなければならないこと。</li> <li>○ 市民等は、人づくりの要となる子育てが地域の連携の下に行われるよう協力していかなければな</li> </ul>	<p>的に発信していくよう努めなければならないこと。</p> <p>(非営利活動団体の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>非営利活動団体は、互いに助け合いの精神のもと、行政サービスでは満たされない部分の市民ニーズにこたえ、市民の幸せづくりを支えるよう努めていかなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>非営利活動団体は、それぞれの団体が情報交流に努め、ネットワークづくりに努めなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>非営利活動団体は、市民との情報共有に努めるとともに、当該団体が有する情報を積極的に発信していくよう努めなければならないこと。</u></li> </ul> <p>(事業者の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>事業者は、まちを構成し、社会的責任を有する一員として、自主的かつ自律的に公共的活動に参加するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>事業者は、従業員の業務と私的活動、公共的活動の調和を考慮しながら、従業員が円滑に公共的活動に参加できるよう努めること。</u></li> </ul>	<p>(非営利活動団体の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>非営利活動団体は、互いに助け合いの精神のもと、各主体を先導または補完して、市民の要望に応え、社会的使命を果たし、市民の福祉を増進するよう努めること。</u></li> <li>○ <u>非営利活動団体は、それが協力し、つながりを強く確かにし、情報を共有することに努めるほか、その他の各主体とも同様に協力して、つながりの強化と情報共有に努めること。</u></li> </ul> <p>(事業者の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>事業者は、まちを構成し、社会的責任を有する一員として、自主的かつ自律的に公共的活動に参加するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>事業者は、従業員の業務と私的活動、公共的活動の調和を考慮しながら、従業員が円滑に公共的活動に参加できるよう努めること。</u></li> </ul>	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理（7頁「市民の責務」参照）</p> <p>文言の整理</p> <p>生産性の向上は事業者が自主的に目指す問題であり、条例に記載するのは適切でない。従業員のワークライフバランスは第2項で規定 11頁「自助、互助、共助、公助」へ移行</p>

分科会検討結果 （「条例に盛り込むべき事項」）	構成の整理 (分科会検討結果の順序の入替)	文言の整理	備 考
<p>ないこと。</p> <p>◎ 市民等は、地域コミュニティにおいて、自らが担い手であることを認識し、市民等の世代間及び文化間の交流を通じ、地域を愛し、地域に貢献する心が醸成されるよう努めなければならないこと。</p> <p>(議会の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されるよう努めること。</li> <li>・ 議会は、市政運営が適正に行われるよう、監視機能、政策立案機能等の役割を果たすこと。</li> <li>・ 議会は、積極的に情報提供を行うことにより、市民との情報共有を図るとともに、市民への説明責任を果たすこと。</li> </ul> <p>(議員の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は、市民の代表者として、市民全体の利益及び福祉の向上を図るため、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行すること。</li> <li>・ 議員は、市民全体の利益及び福祉の向上を図るために、自己研鑽に努めること。</li> <li>・ 議員は、自らの議員活動の状況について、積極的に市民に情報を公開していくこと。</li> </ul> <p>(執行機関の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行機関は、資源・財源を有効に活用しながら、公正かつ誠実に事務を管理し、執行すること。</li> <li>〔・ 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービス</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;議会の役割と責務&gt;</b></p> <p>(議会の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会は、<u>直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから</u>、市民の意思が市政に反映されるよう努めること。</li> <li>○ 議会は、市政運営が適正に行われるよう<u>調査し、監視機能、政策立案機能等を果たすこと</u>。</li> <li>○ 議会は、積極的に情報を提供することにより、市民との情報の共有を図るとともに、<u>市民への説明責任を果たす</u>よう努めること。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>&lt;執行機関の役割と責務&gt;</b></p> <p>(執行機関の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 執行機関は、<u>資源・財源を有効に活用しながら、市の事務を公正かつ誠実に管理し、執行すること</u>。</li> <li>○ 執行機関は、市長のもと、市民の意向の把握に努めるとともに、<u>互いに連携を図り、総合的な行</u></li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;議会の役割と責務&gt;</b></p> <p>(議会の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会は、市民の意思が市政に反映され、<u>市民全体の福祉の増進が図られるよう努めること</u>。</li> <li>○ 議会は、市政運営が適正に行われるよう<u>調査、監視するとともに、政策立案等を行うこと</u>。</li> <li>○ 議会は、<u>市民に積極的に情報を提供することにより、情報の共有を図るとともに、説明責任を果たす</u>よう努めること。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>&lt;執行機関の役割と責務&gt;</b></p> <p>(執行機関の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員は、市民の代表者として、<u>市民全体の福祉の増進を図るため、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行すること</u>。</li> <li>○ 議員は、<u>職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上のため、自己研鑽に努めること</u>。</li> <li>○ 議員は、自らの議員活動の状況について、<u>積極的に市民に情報を公開することに努めること</u>。</li> </ul>	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

分科会検討結果 〔条例に盛り込むべき事項〕	構成の整理 (分科会検討結果の順序の入替)	文言の整理	備 考
<p>を提供しなければならないこと。]</p> <p>[・ 執行機関は、政策の立案、実施及び評価に当たり、情報を積極的かつ速やかに提供するよう努めることにより、市民との情報の共有を図るとともに、市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならないこと。]</p> <p>(市長の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を執行すること。</li> <li>・ 市長は、効率的・効果的な行財政運営を行っていくこと。</li> </ul> <p>(職員の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行すること。</li> <li>・ 職員は、効率的・効果的な行財政運営に努めること。</li> <li>・ 職員は、一体的な行政サービスの提供に努めること。</li> <li>・ 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上のため、自己研鑽に努めること。</li> <li>・ 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民とともにまちづくりの推進に配慮して職務を遂行すること。</li> </ul>	<p>政サービスを提供すること。</p> <p>○ 執行機関は、政策の立案、実施及び評価に当たり、情報を積極的かつ速やかに提供するよう努めることにより、市民との情報の共有を図るとともに、市民への説明責任を果たすこと。</p> <p>(市長の責務)</p> <p>○ 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を執行すること。</p> <p>○ 市長は、効率的かつ効果的な行財政運営を行っていくこと。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>○ 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行すること。</p> <p>○ 職員は、効率的・効果的な行財政運営を行っていくこと。</p> <p>○ 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上のため、自己研鑽に努めること。</p> <p>○ 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行すること。</p>	<p>合的な行政サービスを提供すること。</p> <p>○ <u>執行機関は、市民全体の福祉の増進を図るため、資源及び財源を有効に活用しながら、効果的かつ効率的な行財政運営を行うこと。</u></p> <p>○ 執行機関は、政策の立案、実施及び評価に当たり、情報を積極的かつ速やかに提供するよう努めることにより、市民との情報の共有を図るとともに、市民への説明責任を果たすこと。</p> <p>(市長の責務)</p> <p>○ 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を執行すること。</p> <p>○ 市長は、<u>市民全体の福祉の増進を図るため、資源及び財源を有効に活用しながら、効果的かつ効率的な行財政運営を行うこと。</u></p> <p>○ <u>市長は、職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上のため、自己研鑽に努めること。</u></p> <p>(職員の責務)</p> <p>○ 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行すること。</p> <p>○ 職員は、<u>市民全体の公共的な福祉の増進を図るため、資源及び財源を有効に活用しながら、効果的かつ効率的に職務を遂行すること。</u></p> <p>○ 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上のため、自己研鑽に努めること。</p> <p>○ 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行すること。</p>	<p>第1項から分離</p> <p>文言の整理</p> <p>他と平仄を合わせ、文言を追加</p> <p>文言の整理</p> <p>9頁「執行機関の役割と責務」へ移行</p>
	<p>＜参画と協働＞</p>	<p>＜参画と協働＞</p>	

分科会検討結果 〔条例に盛り込むべき事項〕	構成の整理 （分科会検討結果の順序の入替）	文言の整理	備 考
(協働の位置付け) <ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働とは、市民、地域活動団体（非営利活動団体を含む）、事業者及び市が共通の目標を実現するため、互いに情報を共有し合い、対等の立場に立って、相互に信頼し、理解し及び尊重し合いながら、役割と責任を担い合い、互いの特性や能力を発揮し合いながら連携及び協力して、効果的に自治に取り組むことをいうこと。</li> </ul> <p>〔◎ 市民等は、地域でできること、又は自らできることは、市民等自らが率先して行い、国及び地方公共団体と適切に役割と責任を担い合い、自立に努めなければならないこと。〕</p> <p>〔・ 市民は、地域での人と人との交流を大切にし、自然に連帯感が醸成されるよう努めなければならないこと。〕</p> <p>〔◎ 市民等は、地域コミュニティにおいて、自らが担い手であることを認識し、市民等の世代間及び文化間の交流を通じ、地域を愛し、地域に貢献する心が醸成されるよう努めなければならないこと。〕</p> <p>〔◎ 市民等は、人づくりの要となる子育てが地域の連携の下に行われるよう協力していくかなければならないこと。〕</p> <p>〔◎ 地域主体のまちづくりを進めるに当たっては、市民、地域活動団体（非営利活動団体を含む）、事業者や市等の各主体は、協力して、小学校区を基本とする等の住民の生活圏に配慮した適正な地域区分のもと取り組まなければならないこと。〕</p> <p>〔◎ 執行機関は、適正な地域区分に基づき、地域の総合行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充及び市民との協働の推進等、</p>			4頁「定義」（協働）へ移行
	(地域コミュニティ) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市民等は、地域でできること、又は自らできることは、市民等自らが率先して行い、国及び地方公共団体と適切に役割と責任を担い合い、自立に努めなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>市民は、地域での人と人との交流を大切にし、自然に連帯感が醸成されるよう努めなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>市民等は、地域コミュニティにおいて、自らが担い手であることを認識し、市民等の世代間及び文化間の交流を通じ、地域を愛し、地域に貢献する心が醸成されるよう努めなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>市民等は、人づくりの要となる子育てが地域の連携の下に行われるよう協力していくかなければならないこと。</u></li> </ul>	(自助、互助、共助、公助) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市民は、自らできることは自ら、家庭、地域コミュニティや地域活動団体の中でできることはその中で、他の各主体と協力して対応しなければできないことは、各主体と適切に役割と責任を担い合って行わなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>市民は、地域コミュニティ及び地域活動団体が自治の原点であることを認識し、地域コミュニティ及び地域活動団体がより強く、確かなものとなるよう、世代や文化を超えてまわりの人々と対話し、公共的課題を共有するとともに、その解決に貢献するよう努めなければならないこと。</u></li> <li>○ <u>市民等は、人づくりの要となる子育てが地域社会における各主体の連携の下に行われるよう協力していくかなければならないこと。</u></li> </ul>	補完性の原則を追加 文言の整理
	(地域主体のまちづくり) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地域主体のまちづくりを進めるに当たっては、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者や市等の各主体は、協力して、小学校区等を基本とする等の住民の生活圏に配慮した適正な地域区分を行いながら取り組んでいくこと。</u></li> <li>○ <u>執行機関は、適正な地域区分に基づき、地域の総合的な行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充や、市民との協働の推進等、</u></li> </ul>	(地域主体のまちづくり) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地域主体のまちづくりを進めるに当たっては、各主体は協力して、小学校区等を基本とする等の住民の生活圏に配慮した適正な地域区分を行なががら取り組んでいくこと。</u></li> <li>○ <u>執行機関は、適正な地域区分に基づき、地域の総合的な行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充や、市民との協働の推進等、</u></li> </ul>	文言の整理

分科会検討結果 （「条例に盛り込むべき事項」）	構成の整理 （分科会検討結果の順序の入替）	文言の整理	備 考
<p>住民主体の地域づくりを進めなければならないこと。】</p> <p>(協働の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市民の多様な参画の機会を整備しなければならないこと。</li> <li>執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定しなければならないこと。</li> <li>執行機関は、市民にとって重要な施策を立案する際には、積極的に意見を聴取しなければならないこと。</li> <li>執行機関は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じなければならないこと。</li> </ul> <p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民、地域活動団体（非営利活動団体を含む）、事業者及び市は、個人情報の保護に配慮しつつ、それが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有に努めなければならないこと。</li> <li>執行機関は、政策の立案、実施及び評価に当たり、情報を積極的かつ速やかに提供することにより、市民との情報の共有を図るとともに、市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならないこと。</li> </ul> <p>(審議会・懇談会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行機関は、附属機関等の委員の選任に当たっては、その設置の目的に応じ、当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努めなければならないこと。</li> </ul>	<p>住民主体の地域づくりを進めること。</p> <p>(協働の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行機関は、この条、次条（附属機関等）及び次々条（住民投票）に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備すること。</li> <li>執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定すること。</li> <li><u>執行機関は、市民にとって重要な施策を立案する際には、積極的に意見を聴取しなければならないこと。</u></li> <li>執行機関は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じること。</li> </ul> <p>(附属機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>附属機関や懇談会等（以下「附属機関等」といいます。）の会議は、特段の理由がある場合を除き、公開すること。</li> <li>執行機関は、附属機関等の委員の選任に当たっては、その設置の目的に応じ、委員を公募し、こ</li> </ul>	<p>住民主体の地域づくりを進めること。</p> <p>(協働の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行機関は、この条、次条（附属機関等）及び次々条（住民投票）に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備すること。</li> <li>執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定すること。</li> <li><u>執行機関は、市民にとって重要な施策を立案する際には、積極的に意見を聴取しなければならないこと。</u></li> <li>執行機関は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じること。</li> </ul> <p>(附属機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>附属機関や懇談会等（以下「附属機関等」といいます。）の会議は、特段の理由がある場合を除き、公開すること。</li> <li>執行機関は、附属機関等の委員の選任に当たっては、その設置の目的に適する場合、委員の全部</li> </ul>	<p>規範としての具体性に乏しく、第2項と趣旨が重複するため削除</p> <p>5頁「情報の共有」へ移行</p> <p>10頁「執行機関の役割と責務」へ移行</p> <p>文言の整理</p>

分科会検討結果 （「条例に盛り込むべき事項」）	構成の整理 （分科会検討結果の順序の入替）	文言の整理	備 考
<p>(住民投票)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</li> <li>住民投票を実施することを定める条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとすること。</li> <li>議会及び市長は、前2項の定めるところにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならないこと。</li> <li>個別の条例で定める投票資格要件は、「選挙権を有する者」とすること。</li> </ul> <p>(地域自治、地区行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域主体のまちづくりを進めるに当たっては、市民、地域活動団体（非営利活動団体を含む）、事業者や市等の各主体は、協力して、小学校区を基本とする等の住民の生活圏に配慮した適正な地域区分のもと取り組まなければならないこと。</li> <li>執行機関は、適正な地域区分に基づき、地域の総合行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充及び市民との協働の推進等、住民主体の地域づくりを進めなければならないこと。</li> </ul> <p>(総合的な市政運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならぬこと。</li> <li>執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、応じた者からも任命するよう努めること。</li> </ul>	<p>(住民投票)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</li> <li>前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めること。</li> <li>議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重すること。</li> <li><u>個別の条例で定める投票資格要件は、「選挙権を有する者」とすること。</u></li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;市政運営の基本事項&gt;</p> <p>(総合的な市政運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うこと。</li> </ul>	<p>または一部を公募すること。</p> <p>(住民投票)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</li> <li>前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めること。</li> <li>議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;市政運営の基本事項&gt;</p> <p>(総合的な市政運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うこと。</li> </ul>	投票資格要件は個別条例で決定すればよいため、削除  11頁「地域主体のまちづくり」へ移行
<p>(総合的な市政運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならぬこと。</li> <li>執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、応じた者からも任命するよう努めること。</li> </ul>	<p>(総合的な市政運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うこと。</li> </ul>	文言の整理	9頁「執行機関の役割と責務」

分科会検討結果 （「条例に盛り込むべき事項」）	構成の整理 （分科会検討結果の順序の入替）	文言の整理	備 考
に、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供しなければならないこと。 ・ 執行機関は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進しなければならないこと。	○ 執行機関は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進すること。	○ 執行機関は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進すること。	～移行
(健全な財政運営) ・ 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならないこと。  ・ 市長は、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、公表しなければならないこと。	(財政運営) ○ 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めること。  ○ 市長は、市民にわかりやすい財務に関する資料を作成し、公表すること。	(財政運営) ○ 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努め、 <u>市政が持続的に発展していくよう努めること。</u>	市政の持続的発展を追加
(市政運営評価) ・ 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、最もふさわしい方法により施策、事業等の評価を実施し、その結果を公表しなければならないこと。 ◎ 執行機関は、協働のまちづくりの趣旨にのっとった行政運営が推進されるよう、協働のまちづくりに関する評価制度の整備及び充実に努めなければならないこと。	(市政運営の評価) ○ 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、最もふさわしい方法により施策、事業等の評価を実施し、その結果を公表すること。 ○ 執行機関は、協働のまちづくりの趣旨にのっとった行政運営が推進されるよう、評価制度の整備及び充実に努めること。	(市政運営の評価) ○ 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、最もふさわしい方法により施策、事業等の評価を実施し、その結果を公表すること。 ○ 執行機関は、協働のまちづくりの趣旨にのっとった行政運営が推進されるよう、評価制度の整備及び充実に努めること。	既に条例（宇都宮市「財政事情」の作成及び公表に関する条例）が存在していることから削除
(執行機関の組織) ・ 執行機関の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機動的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならないこと。 ・ 執行機関の組織は、別に条例で定めるところにより、その公表を行わなければならないこと。	(執行機関の組織) ○ 執行機関は、その組織を、市民に分かりやすく、効率的かつ機動的なものとし、社会情勢の変化及び <u>市民のニーズ</u> に的確に対応するよう編成すること。 ○ 執行機関の組織については、別に条例で定めるところにより、その公表を行うこと。	(執行機関の組織) ○ 執行機関は、その組織を、市民に分かりやすく、効率的かつ機動的なものとし、社会情勢の変化及び <u>市民が必要とする行政サービス</u> に的確に対応できるよう編成すること。	文言の整理
(行政手続) ・ 執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導	(行政手続) ○ 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政	(行政手續) ○ 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政	既に条例（宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例）が存在していることから削除

分科会検討結果 （「条例に盛り込むべき事項」）	構成の整理 (分科会検討結果の順序の入替)	文言の整理	備 考
<p>及び届出に関する手続に関する基準を明らかにし、公正で透明な行政手続の確保に努めなければならぬこと。</p> <p>(条例の制定及び活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、自治基本条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めなければならないこと。</li> </ul> <p>(法令の遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行機関は、公正かつ民主的な市政運営を実現するため、法令遵守体制を構築しなければならないこと。</li> </ul> <p>(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、共通する課題を解決するため、国および関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。</li> <li>前項の場合において、特に県内における共通課題の解決に当たっては、市は、県都として積極的に連携及び協力を図るよう努めなければならないこと。</li> </ul>	<p>指導及び届出に関する手續に関する基準を明らかにし、公正で透明な行政手續の確保に努めること。</p> <p>(条例の制定及び活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、<u>政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、</u>執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めること。</li> </ul> <p>(法令の遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行機関は、公正かつ民主的な市政運営を実現するため、法令遵守体制を構築しなければならないこと。</li> </ul> <p>(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、共通する課題を解決するため、国および関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めること。</li> <li>前項の場合において、特に県内における共通課題の解決に当たっては、市は、県都としてのリーダーシップを發揮しながら積極的に連携及び協力を図るよう努めること。</li> </ul>	<p>指導及び届出に関する手續に関する基準を明らかにし、公正で透明な行政手續の確保に努めること。</p> <p>(条例の制定及び活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めること。</li> </ul> <p>(法令の遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行機関は、公正かつ民主的な市政運営を実現するため、法令遵守体制を構築しなければならないこと。</li> </ul> <p>(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、共通する課題を解決するため、国および関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めること。</li> </ul>	<p>文言の整理</p> <p>道州制の導入により、変化が予想されることから、削除</p>